

平成18年度消費者相談の概要

【相談件数】

平成18年度は309件の相談が小郡市消費生活相談窓口に寄せられ、2年連続での減少となりました。これはハガキや封書による架空請求（振り込め詐欺）の相談が、今年に入ってほとんど無くなったためと思われる。

年代別に見てみると、60歳以上の相談が前年に続き最多となっています。年度の前半に70歳以上の人を標的にした振り込め詐欺の相談が多かったためです。

【苦情の多い商品・役務】

順位	項目	件数	主な内訳
1	商品一般	73件	商品を特定していない架空請求等
2	金融・保険	39件	借金・生命保険等
3	運輸・通信サービス	38件	有料サイト利用料・電話加入契約等
4	教養娯楽品	24件	新聞、電話機、印鑑等
5	住居品	12件	ミシン、浄水器等
5	工事・建築・加工	12件	住宅リフォーム・屋根工事等
5	土地・建物・設備	12件	賃貸住宅等

【年代別の件数】

年代	未成年	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
件数	6件	37件	35件	27件	37件	126件

【最近の消費者被害】

不安をあおって契約をさせるという以前からの悪質商法が相変わらずはびこっています。字画が悪いから早死にするという高価な印鑑を買わせたり、家族の不幸は先祖の因縁だから除霊が必要だと高額のお布施を迫ったり、血液がドロドロだから成人病になると言って健康食品や健康器具を買わせるなど、商品は違っても手口は同じです。高齢化が進むとこのような被害はますます増えるのではないかと思います。手口を知ることが最大の防御になりますので、普段から新聞やテレビのニュースで情報を見聞きしておきましょう。

【悪質商法の被害に遭わないために】

契約は慎重に、もう一度冷静になってよく考えてみましょう！

- ・あなたにとって本当に今すぐ必要な契約ですか？・総支払額はいくらですか、無理なく払える金額ですか？
- ・他社の商品やサービスと比較検討してみましたか？・うまい話やもうけ話を鵜呑みにしていませんか？

低金利での融資をうたうダイレクトメールにご注意

最近、大手の消費者金融を名乗るダイレクトメールを用いた詐欺事件が起こっています。

【事例】

自宅に届いた大手消費者金融からのハガキを見て融資の申し込みをしたところ「まず信用調査のための取引が必要」と言われ、業者から口座へ2万円の振込みがあり、すぐに3万5千円を返済した。同様の取引を数回繰り返し、合計で14万円の業者からの振込みに対し自分は20万円弱を返済した。その後この業者は偽業者とわかったため、自分の銀行口座を解約したところ、配偶者の勤務先や実家に脅しの電話がかかったり、高級寿司が届けられるなどの嫌がらせがあった。

【アドバイス】

このような業者からのダイレクトメールは、偽業者であっても、貸金業登録番号や事業者名・住所や連絡先などがもっともらしく記載されているため、一般消費者が真偽を判断するのは簡単ではありません。金利が他業者より著しく低かったり、ブラック情報を消す為の取引や信用保証金を求めたり、他の貸金業者を紹介して紹介料を要求するなど、少しでも不審なところがあれば個人情報をお知らせする前に警察や行政機関へ問い合わせるようにしましょう。

○問い合わせ先 小郡市消費生活相談室 ☎72-2111 内線144（毎週 月・火・木・金曜日開設）